

議案第 54 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月 3 日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

建築物の建築等に関する確認申請手数料等を改定するとともに、新たに道路位置指定の申請手数料等を徴収することについて、規定の整備を行おうとするものである。

### 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部都市計画部関係の款第1項第1号中「第70項」を「第72項」に、

「		「			
		区分ア	10,000円		
区分ア	5,000円	同 イ	18,000円		
同 イ	9,000円	同 ウ	28,000円		
同 ウ	14,000円	同 エ	36,000円		
同 エ	19,000円	同 オ	66,000円		
同 オ	34,000円	を	同 カ	93,000円	に改め、
同 カ	48,000円	同 キ	160,000円		
同 キ	140,000円	同 ク	280,000円		
同 ク	240,000円	同 ケ	370,000円		
同 ケ	460,000円	同 コ	460,000円		
		同 サ	900,000円		

」  
同款第2項第1号中「9,000円」を「17,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「10,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同款第4項第1号中「9,000円」を「17,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「10,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同款第5項第1号中「8,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「9,000円」に改め、同款第6項第1号中

「		「			
		区分ア	16,000円		
区分ア	10,000円	同 イ	19,000円		
同 イ	12,000円	同 ウ	25,000円		
同 ウ	16,000円	同 エ	34,000円		
同 エ	22,000円	同 オ	58,000円		
同 オ	36,000円	を	同 カ	78,000円	に改め、
同 カ	50,000円	同 キ	120,000円		
同 キ	120,000円	同 ク	190,000円		
同 ク	190,000円	同 ケ	240,000円		
同 ケ	380,000円	同 コ	300,000円		
		同 サ	610,000円		

」  
同款第7項中「13,000円」を「21,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第8項中「13,000円」を「21,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第9項中「9,000円」を「15,000円」に改め、同款第10項第1号中

「 区分ア 9,000円 同 イ 11,000円 同 ウ 15,000円 同 エ 21,000円 同 オ 35,000円 同 カ 47,000円 同 キ 110,000円 同 ク 180,000円 同 ケ 370,000円 」	を	「 区分ア 15,000円 同 イ 18,000円 同 ウ 24,000円 同 エ 31,000円 同 オ 55,000円 同 カ 75,000円 同 キ 110,000円 同 ク 180,000円 同 ケ 230,000円 同 コ 290,000円 同 サ 600,000円 」	に改め、
---	---	--	------

同款第11項中「12,000円」を「20,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第12項中

「 区分ア 9,000円 同 イ 11,000円 同 ウ 15,000円 同 エ 20,000円 同 オ 33,000円 同 カ 45,000円 同 キ 100,000円 同 ク 160,000円 同 ケ 330,000円 」	を	「 区分ア 15,000円 同 イ 18,000円 同 ウ 23,000円 同 エ 32,000円 同 オ 52,000円 同 カ 70,000円 同 キ 100,000円 同 ク 160,000円 同 ケ 210,000円 同 コ 260,000円 同 サ 530,000円 」	に改め、
---	---	--	------

同款第13項中「12,000円」を「19,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第14項中「12,000円」を「19,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第15項中「9,000円」を「14,000円」に改め、同款第17項第1号中

「 区分ア 5,000円 同 イ 9,000円 同 ウ 14,000円 同 エ 19,000円 同 オ 34,000円 同 カ 48,000円 同 キ 140,000円 同 ク 240,000円 」	を	「 区分ア 10,000円 同 イ 18,000円 同 ウ 28,000円 同 エ 36,000円 同 オ 66,000円 同 カ 93,000円 同 キ 160,000円 同 ク 280,000円 同 ケ 370,000円 」	に改め、
--	---	--	------

同 ケ 460,000円

同 コ 460,000円

同 サ 900,000円

同 ケ 460,000円  
同 コ 460,000円  
同 サ 900,000円

」  
同 款 第 18 項 第 1 号 中 「9,000円」 を 「17,000円」 に、「4,000円」 を 「8,000円」 に改め、同 項 第 2 号 中 「5,000円」 を 「10,000円」 に、「3,000円」 を 「5,000円」 に改め、同 款 第 20 項 第 1 号 中 「9,000円」 を 「17,000円」 に、「4,000円」 を 「8,000円」 に改め、同 項 第 2 号 中 「5,000円」 を 「10,000円」 に、「3,000円」 を 「5,000円」 に改め、同 款 第 21 項 第 1 号 中 「8,000円」 を 「15,000円」 に改め、同 項 第 2 号 中 「4,000円」 を 「9,000円」 に改め、同 款 第 22 項 第 1 号 中

「  
区分ア 10,000円  
同 イ 12,000円  
同 ウ 16,000円  
同 エ 22,000円  
同 オ 36,000円  
同 カ 50,000円  
同 キ 120,000円  
同 ク 190,000円  
同 ケ 380,000円

を  
区分ア 16,000円  
同 イ 19,000円  
同 ウ 25,000円  
同 エ 34,000円  
同 オ 58,000円  
同 カ 78,000円  
同 キ 120,000円  
同 ク 190,000円  
同 ケ 240,000円  
同 コ 300,000円  
同 サ 610,000円

に改め、

」  
同 款 第 23 項 中 「13,000円」 を 「21,000円」 に、「8,000円」 を 「13,000円」 に改め、同 款 第 24 項 中 「13,000円」 を 「21,000円」 に、「8,000円」 を 「13,000円」 に改め、同 款 第 25 項 中 「9,000円」 を 「15,000円」 に改め、同 款 第 26 項 第 1 号 中

「  
区分ア 9,000円  
同 イ 11,000円  
同 ウ 15,000円  
同 エ 21,000円  
同 オ 35,000円  
同 カ 47,000円  
同 キ 110,000円  
同 ク 180,000円  
同 ケ 370,000円

を  
区分ア 15,000円  
同 イ 18,000円  
同 ウ 24,000円  
同 エ 31,000円  
同 オ 55,000円  
同 カ 75,000円  
同 キ 110,000円  
同 ク 180,000円  
同 ケ 230,000円  
同 コ 290,000円  
同 サ 600,000円

に改め、

」  
同 款 第 27 項 中 「12,000円」 を 「20,000円」 に、「8,000円」 を 「13,000円」 に改

め、同款第28項中

「		「	
		区分ア	15,000円
区分ア	9,000円	同 イ	18,000円
同 イ	11,000円	同 ウ	23,000円
同 ウ	15,000円	同 エ	32,000円
同 エ	20,000円	同 オ	52,000円
同 オ	33,000円	を	同 カ 70,000円
同 カ	45,000円		同 キ 100,000円
同 キ	100,000円		同 ク 160,000円
同 ク	160,000円		同 ケ 210,000円
同 ケ	330,000円		同 コ 260,000円
			同 サ 530,000円

同款第29項中「12,000円」を「19,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第30項中「12,000円」を「19,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同款第31項中「9,000円」を「14,000円」に改め、同款中第84項を第86項とし、第71項から第83項までを2項ずつ繰り下げ、同款第70項中「第12条第5項」を「第12条第7項」に改め、同項を同款第72項とし、同款第57項から第69項までを2項ずつ繰り下げ、同款第56項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同項を同款第58項とし、同款第55項中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同項を同款第57項とし、同款第54項中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項を同款第56項とし、同款第33項から第53項までを2項ずつ繰り下げ、同款第32項の次に次の2項を加える。

33 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定又は指定の変更の申請に対する審査	道路位置指定又は変更申請手数料	50,000円
34 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定の廃止の申請に対する審査	道路位置指定廃止申請手数料	30,000円

別表備考中「及びケ」を「、ケ、コ及びサ」に、

「		
キ	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	
ク	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	を

ケ	50,000平方メートルを超えるもの
---	--------------------

」

「

キ	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
ク	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
ケ	10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
コ	30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
サ	50,000平方メートルを超えるもの

に

」

改める。

#### 付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部都市計画部関係の款第54項の改正規定（「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改める部分に限る。）、同款第55項の改正規定（「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改める部分に限る。）、同款第56項の改正規定（「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める部分に限る。）及び同款第70項の改正規定（「第12条第5項」を「第12条第7項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。